

五四運動と中国キリスト教界の「反日」言説

土 肥 歩

はじめに

本稿は、1919年の五四運動期間中に在華英米人によって行われたとされる反日活動に着目し、プロテスタント宣教師が五四運動期間中に置かれていた立場を明らかにすることを目的としている。

在華英米人が行った反日活動の記録として、吉野作造の評論、清水安三の著作、そして熊野正平の回想が知られている⁽¹⁾。戦後、日本国内の研究でもこの事実がしばしば触れられてきたものの、それが主たる研究テーマとして考察されることはなかった⁽²⁾。また、中国のキリスト教史でも、五四運動期間中にミッション・スクールの学生がデモや授業ボイコットに参加したことに言及されるが、宣教師についての体系的な議論は確認できない⁽³⁾。

そうした中で、在華英米人が行ったとされる反日活動を取り上げた研究者が少なくとも二人存在する。一人は、笠原十九司である。笠原は、五四運動の研究史を整理する中で、毛沢東の「新民主主義論」の発表以来、新民主主義革命の端緒としての性格が強められたことを指摘すると同時に、日本の学界もそれを敷衍し、帝国主義としての自国批判を怠ってきたことを鋭く指摘する。そして、五四運動の第一義的な性質を、第

一次世界大戦時期の日本の中国侵略に対する「全民族的な反日民族運動」として論じている⁽⁴⁾。

これと同時に笠原は、山東利権を巡るアメリカと日本の対立が五四運動に投影されていた事実にも目を向けている。たとえば、大戦後に在華英字メディアが対日批判報道を行って山東利権回収の気運を醸成したことや、パリ講和会議の最中に北京の小幡西吉公使が中国代表団による反日的発言を自制するよう外交総長代理に求めたとされる「小幡事件」において在華英字メディアが果たした役割を指摘している⁽⁵⁾。この後、2009年に東京大学大学院総合文化研究科に提出された博士論文に加筆・修正が加えられ、『第一次世界大戦期の中国民族運動：東アジア国際関係に位置づけて』が出版されると、第4章「北京の五・四運動」と第5章「上海の五・四運動」では、宣教師を含む在華英米人が行ったとされる活動を分析している⁽⁶⁾。

もう一人は、高瑩瑩である。高は神戸大学大学院文化科学研究科に在籍し、青島のマス・メディアについて論じた博士論文を提出して2008年9月に博士号を取得した。現在は中国社会科学院に籍を置いている。高の最新の研究は、中国語の各種史料に加えて、日本語の外交史料と英語史料を駆使した、山東在住の英米人による各種対日批判についての論考である。この考察を通じて、その対日批判言説が在華商業権益を守ろうとするアメリカの外交戦略に合流していくようすが論じられている⁽⁷⁾。

両氏の研究は本稿の考察に示唆的ではあるが、反日活動に関与したとされる在華英米人、とりわけ宣教師がどのような論理的根拠に基づいて行動していたのか、対日批判を行うことをどのように認識していたのかなどについて、具体的な考察が行われていないという問題が留保されている。そもそも、義和団事件以降の中国では、宣教師が信者と一般民衆の紛争に介入することが制限されていた。たとえば、広東省で1902年に英・米領事と両広総督の間で取り決められた「広東教務章程」は、信

者と一般民衆の争いが発生した場合、紳士（地域社会の有力者）と地方行政官が初期対応にあたることを明記しており、宣教師による内政問題への関与が制限された⁽⁸⁾。そのため、日中間の外交問題であると同時に内政問題でもあった五四運動に、宣教師達がどのような論理的根拠で加担したのか（もしくは日本側に反日的だと認識された原因）を明らかにする必要がある。

もちろん、こうした問題を検討するためには、キリスト教伝道団体が残した書簡や報告書をひもとくのが最善の策と思われる。しかし、本稿ではそうした研究の準備段階として、当時上海で発行されていたキリスト教系の月刊誌 *Chinese Recorder* 誌（以下、文中で *CR* 誌と表記する）の各記事について分析を加えたい。

以上の問題意識に基づき、本稿はまず第1章で五四運動についての事実関係を整理する。続く第2章では、笠原と高の研究に依拠して在華英米人が展開したとされる反日活動の具体例を紹介する。そして、両氏の研究で取り上げられた具体例を整理して、反日活動の分類を試みる。最後に、第3章では *CR* 誌の関連記事から、宣教師が五四運動における反日活動をどのように認識していたのかを明らかにする。その後、宣教師の言論に対する中国側の反応と、対日批判を行う宣教師への批判が在華英字メディアで展開されていた事実を指摘したい。

本稿の考察によって、五四運動において在華英米人、とりわけ宣教師が置かれた状況の難しさと、中国人信者との関係が明らかにされるだろう。

第1章 五四運動の経緯

本章では、五四運動の経緯について概説する⁽⁹⁾。

1914年夏、ヨーロッパで第一次世界大戦が勃発すると、日本はドイツ

ツに宣戦布告して山東半島に出兵し、山東利権（租借地、鉄道・沿線、鉦山開発権）を獲得する。1915年1月には日本公使の日置益が袁世凱に対して、山東利権の日本への譲渡、南満洲での利権確保、大連・旅順の租借期限延長などを明記した対華二十一箇条要求を提出した。これにより、袁は日本が山東利権を保全することを承認した。

1918年11月にドイツの降伏によって第一次世界大戦が終結すると、戦後処理を目的として1919年1月からパリ講和会議が開催される。この会議では、当初中国全権団が主張する山東利権の返還に支持が集まった。しかし、1917年2月から3月にかけて英・仏・露・伊と日本が交わした密約や、1918年9月に日本と北京政府の間で交わされた山東問題に関する交換公文の存在が日本側から明らかにされると、1919年4月30日にはパリ講和会議の四大国会議は日本側の主張を受け入れた。これにより、講和会議を通じての山東利権回収は絶望的となった。

パリ講和会議開催中の2月、中国国内では講和会議にむけて中国国民の民意を発信し、政府の外交を援助することを目的として国民外交協会が設立される。この団体が北京大学で講演を開催して山東問題の危機的状況を学生に訴えたり情報提供を行ったりしたことが、五四運動につながる伏線となっていたとされる。そして、パリ講和会議における山東利権返還の失敗が中国に伝わると、5月4日に北京の学生5000人あまりが天安門に集まり、二十一箇条要求取消、山東利権返還、前年の交換公文に関与したとされる3人（陸宗輿・曹汝霖・章宗祥）の「売国官僚」罷免についての請願などを行うため外国公使館区域に向かうとともに、趙家楼に位置する曹汝霖邸を訪れることを決議した。しかし、この日は日曜日だったため、アメリカ公使館の関係者のみが学生代表に対応した。その後、デモ隊は曹汝霖邸を訪れたが面会を断られたため一部の学生が邸内に侵入した。そして、居合わせた章宗祥を殴打し、一部が逮捕された。

翌5日には北京学生連合会が発足し、逮捕学生の釈放を呼びかけた(上海では6月1日に全国学生連合会が発足)。しかし、日本側からの圧力を受けた北京政府が学生運動を中止するよう命じたため、19日から教員・学生によるストライキ(罷課)が始まり、同時期に学生団体による日貨焼却の実施や、日貨ボイコットと国産品の購入呼びかけが行われた。

国産品販売に関わっていた学生が逮捕されると、北京学生連合会は翌日から街頭演説を再開することを決議したため、6月3日に北京政府は800人近い学生の逮捕に踏み切った(六三事件)。この事件が報道されると、7省27都市で商店ストライキ(罷市)が行われた。上海では罷課に加えて罷市と6~7万人を動員した労働者ストライキ(罷工)が行われ、5日から1週間にわたってゼネラルストライキが実施された(三罷闘争)。中国全土に広まった民衆運動と各地の督軍の働きかけにより、北京政府は8日に学生の釈放に踏み切り、10日には大総統令を通じて「売国官僚」3人の罷免を発表した。

28日、フランス滞在中の中国全権団は、陸徵祥と顧維鈞の連名によりヴェルサイユ条約への調印を拒否する旨の声明文を発表した。この声明は北京政府外交部に伝えられ、7月10日に北京政府はパリ講和条約への不調印を正式に発表した。そして、7月22日には全国学生連合会(6月16日に上海にて発足した学生組織)が罷課終結を宣言した。

以上の経緯のうち、本稿では5月4日の学生デモ開始から6月28日の講和条約調印拒否までの期間に焦点を当てる。

第2章 英米人・中国人信者による反日言説

第1節 在華英米人による対日批判の背景と論理

まず、アメリカ人が反日活動に加担した背景について、笠原は以下3点を指摘している。一つ目は、アメリカ政府が義和団賠償金の還付金を

用いて中国人のアメリカ留学を促進したことで、青年層に親米派が増加したことである。彼らの多くは留学先でキリスト教に触れ、帰国後にキリスト教青年会やキリスト教会の幹部を担うようになった。二つ目は、1915年の対華二十一箇条要求に際して、在華英字新聞が対日批判の論陣を展開したという過去があったことである。三つ目は、国際的な背景の存在である。この当時、プロテスタント宣教師らのアヘン禁止運動が活性化しており、この動きが反日運動の土台となっていたとしている⁽¹⁰⁾。

次に、在華英米人の対日批判は具体的にどのように行われたのか。笠原の研究では、ウィルソン大統領が発表した十四カ条の平和原則を聖書と同じように装丁して宣伝し、それを基礎としてアメリカに対する信頼を醸成しようとした、と簡潔に解説されている⁽¹¹⁾。これは、宣教師による反日活動についての本質的な部分にあたるため、原史料である上海日本商業会議所による日貨排斥の報告書に基づいて議論を補足してみたい。この報告書に引用されている、宣教師が「常用する演説の要旨」を要約すれば、以下の通りになる。

いま民主主義が世界の趨勢であり、民主主義の理想の元に人類を救済することは「天の使命〔神から与えられた使命か。筆者補注、以下同じ。〕」である。アメリカがドイツと戦端を開いたのは、「天の使命」であるウィルソン大統領の平和原則を遂行しようとしたためである。ドイツはすでに降伏したが、アジアでは日本がドイツと同じく軍国主義と侵略主義を背景とした国策を実行している。それにもかかわらず、日本はそれを隠して中国との友好関係を構築しようとしている。中国の人々がこうした事実を知ることなく、日本の甘言に惑わされ、友誼を結ぶことは狼と接吻するようなものである。現在、ウィルソン大統領はヨーロッパをドイツから解放し、今度はアジアで日本に迫害されつつある中国人に対して天使のような「崇高な大理想」を行おうとしている。中国人はこの「天使の救援」と「狼の接吻」のどちらを選択すべきか⁽¹²⁾。

この要約からも分かるとおり、宣教師は日本が中国の主権を侵しながらも日中の親善を謳っている様子を「狼の接吻」として批判する一方で、民族自決や秘密外交廃止を訴えるウィルソンの平和原則を「天使の救援」として宣伝し、アメリカに対する信頼を醸成しようとして中国人に訴えかけていたと思われる。

第2節 在華英米人による対日批判行動の分類

日本側は、在華英米人が中国人を扇動したと認識していた。では、宣教師を含む英米人が行ったどのような行動が日本側に問題視されたのか。笠原と高の研究と同時代の資料を踏まえれば、以下4つに分類することが可能である。

一つ目は、デモへの関与である。5月4日の北京で行われた学生デモに呼応して、済南ではミッション・スクールである齊魯大学の学生が5月5日の学生デモに参加し⁽¹³⁾、福州や広州のミッション・スクールの学生も反日デモに参加していた⁽¹⁴⁾。笠原が指摘するように、アメリカ系ミッション・スクールの学生たちが積極的に排日運動に参加していたことと、中国のキリスト教青年会が反日運動を組織・指導していたことを踏まえ、日本の現地当局者や軍当局がアメリカ人によって中国人が扇動されていると認識するに至ったのである⁽¹⁵⁾。

上述の事例からは宣教師の様子をうかがい知ることができないが、6月4日に「北京メソジスト・ミッション・スクール」に集まった女子学生の代表6人が総統府にて請願書を提出したときに「米国宣教師及教師は自動車を駆りて彼等の勢威を煽り之を激励」したと、宣教師と学生との関係が明言されている事例もある⁽¹⁶⁾。

二つ目は、宣教師を含む英米人による対日批判の決議文や抗議文の発表である。たとえば、笠原の研究では①5月21日に上海のアメリカ人商業会議所が対日批判の決議文を発表した、②5月22日に北京宣教師

団 (Peking Missionary Association) のベタス会長 (William Bacon Pettus) が、中国人の境遇に同情を寄せ、本国や平和会議に抗議文を送るよう決定した、③6月6日に北京の英米協会 (Anglo-American Association) が対日批判決議を行った、という3つの事例が挙げられている。

日本側は、6月10日に北京の小幡西吉公使が内田康哉外相に、排日運動が英米人に扇動されている旨を報告し、6月15日には内田外相が石井菊次郎駐米大使に、①と③についてアメリカ政府に抗議するように指示を出している。そして、6月19日には、出淵勝次アメリカ代理大使が国務長官代理と会見し、ウィルソン大統領が①に深慮の意志を示したことに抗議した。しかし、アメリカ国務省は日本大使館に対して、決議文が採択されたとき公使は退席しており、大統領の応答も慣習の一つだったと反論した⁽¹⁷⁾。こうした分析を踏まえた上で、「中国の反日民族運動をめぐる日本とアメリカの対応が、民間人と政府当局を連動させた対立構図に進展していた」との笠原の指摘は傾聴すべきである⁽¹⁸⁾。

三つ目に挙げられるのは、キリスト教団体の関係者による各種講演会での発言である。5月7日に山東省議会で山東国恥紀念会が行われた後、済南のキリスト教青年会総幹事トッドネム (Lawrence Todnem) と齊魯大学教務長の宝福德は、城内の餐館で学生代表に対して救国運動を展開するよう呼びかけを行った。この動きに対して済南で発行されていた日系新聞『済南日報』が翌日にトッドネムらの行動に批判を加えると、齊魯大学がこれに反論を加えたという⁽¹⁹⁾。

同じく山東省では、零細商人や学生の経済的負担を考慮して、5月23日から行われていた三罷の終結宣言が6月15日に出された。この後、中国人信者からボイコット継続に対して反対の声が上がると、トッドネムや他の宣教師は6月24日に学生と労働者ら約70人を集め、アメリカの民主主義を鼓吹し、対日批判演説を展開したという。同時に、ある

中国人信者はボイコットに及び腰になった零細商人は国家観念が欠乏しているとして批判した⁽²⁰⁾。

四つ目は、労働者のストライキへの関与である。北京で発行されていた『順天時報』に掲載された記事は、上海で行われたストライキとキリスト教青年会の関係を論じている。それによれば、上海ではストライキに従事する店舗がキリスト教青年会のトレードマークを軒先に掲げているが、宗教団体であるキリスト教青年会が政治運動に参加するのはその趣旨に反していると批判する。もし「上海分会〔不明〕」が青年会を組織したいなら、キリスト教という名称を使うべきではないと主張する。記事の最後は、租界当局（工部局か）がニューヨークにあるキリスト教青年会本部に本件を報告する予定だと結ばれる⁽²¹⁾。

これに関連して、山東では現地のキリスト教青年会が帰国労働者に影響を及ぼしていたことが特徴的である。第一次世界大戦終結後、キリスト教青年会はヨーロッパ戦線に送り込まれ中国人労働者の生活支援のために民衆に対して募金を呼びかけたり、彼らに英語教育を施したりした。なかには、大戦中に労働者と共に渡欧して現地で生活を支援した関係者もいた。トッドネムは済南に労働者の招待所を設置し、1919年6月に山東省出身の労働者が帰国すると、宣教師によって罷工の重要性を語る演説が行われたという⁽²²⁾。

以上、宣教師が関与した反日活動を日本語資料に依拠して分類した場合、中国人信者による学生デモへの関与、日本批判を行った決議文や抗議文の発表、各種講演会の実施、労働者のストライキへの関与、という4種類に分けられる。

第3章 宣教師の五四運動認識とその反応

第1節 CR誌社説

では、同時代の宣教師達は、五四運動をどのように認識し、どのように対応しようとしていたのか。これを解明する手がかりとして、本節ではCR誌1919年7月号に掲載された社説に分析を加える（“Editorial,” *Chinese Recorder*, Vol. 50, No. 7, July 1919, pp. 433-437. 以下、本節及び次節にみえる本文中の丸括弧はCR誌の頁数を示す）。本稿の問題意識に沿って社説の論点を取り上げれば、以下の通りである。

一点目は、社説の五四運動の認識である。文中、「その衝撃的な運動には風格があった。事実、国家的な一大事という純然たる政治的要素は、民族的正義〔national righteousness〕という道徳概念に対して二の次となり、副次的になってしまった」と述べるとおり、宣教師は五四運動を中国の「民族的正義」に関わる道徳的な問題と認識し、政治的問題ではないとの立場を取っていたのである（p. 434）。社説は、キリスト教の指導者が運動と緊密に連携するだけでなく、これを目にした一般民衆もキリスト教会が愛国的であると認識しつつあると紹介している。

この認識に基づいて、宣教師や中国人信者がどのように五四運動に加担すべきか。これについては「〔前略〕キリスト教会は党派政治〔party politics〕に加担すべきではないが、何らかの方法において、キリスト教徒は個人、あるいは集団〔groups〕として、民族的正義と政治的道徳の普及に力を尽くさねばならない」と述べられている。つまり、社説はキリスト教会の政治参加を否定した上で、「個人、あるいは集団〔groups〕として」運動に参加するように呼びかけつつも、キリスト教会の組織的関与については明言を避けていることがうかがえる（p. 436）。しかし、「〔五四運動が宗教批判を行うのではないかと恐れて〕キ

リスト教団体はその運動に参加することをためらっていたが、一部は情勢に押し流されてしまい、ほとんどのメンバーが〔学生デモに〕参加している（p. 435）との記述もみえる。このことから、社説は五四運動への組織的関与を理念の上で避けつつも、信者個人や組織が運動に加担しているという現実を追認せざるを得ない状況に置かれていたといえる。

二点目は、民族運動の形態への配慮である。社説は、全国的な学生デモが行われたのは、中国の歴史上初めてのことであり、大志を抱いた「小さな炎」は誰も予測できない「猛烈な炎 [a sweeping blaze]」に変わってしまう可能性を示唆した。そのため、中国人の運動には「正しい指導」が必要であると述べる（p. 434）。また、別の部分では、ストライキは「諸刃の剣」であるとも表現する（p. 436）。この当時のアメリカの外交官らは、五四運動が反外国人運動に転化することを警戒し、上海租界の工部局に適切な対応を求めていた⁽²³⁾。それゆえ、デモやストライキと距離を置く CR 誌の論調は同時期の外国人の考え方に近い。

ただし、デモやストライキのかわりに社説が重視したのは、政治的意見を表明する場としての「地域コミュニティ」での講演会であった。事実、社説は蘇州の茶館で中国人男性の男らしさを際立たせる方法についての活発な議論について触れ、庶民レベルでの政治的な議論の活性化に好意を示していた。つまり、CR 誌の社説は、学生デモやストライキの行きすぎを警戒しながらも、「地域コミュニティ」における政治的議論の活性化に着地点を見出そうとしていたと考えられる。

三つ目は、社説は、宣教師が対日批判を含む民族運動に関与する余地を残していたことである。社説によれば、政府はミッションや宣教師が公的に行動を起こすことを望んでいないし、宣教師があからさまに反対意見を表明すれば中国人からの支持を失うことになる、とする。そのため、宣教師は運動を進める委員会（具体的な団体名は不明）に関与するのではなく、そのメンバーや他の集団と接触し、同情を示したり運動の

道徳的側面についての見解を説明したりするのが良いだろう、と提言している。さらに、社説は党派的な政治から距離を置き、「政府人事に関する問題〔売国官僚の罷免のことか〕」には沈黙を保つべきであるとしながらも、「道徳的な正しさ」について影響を及ぼすのが望ましいとする。これらに加えて、クリスチャンの間で道徳の重要性をふくむ問題についての討論の企画や、「民族的正義」についての定期講演を準備する牧師を支援することも認めている (p. 437)。

端的に言えば、CR誌は宣教師が運動関係者に「個人的な接触」を行うことや「非公式な会議」に参加することを許容し、討論会や講演会への関与を奨励していたと考えられる。そして、その背景には、「宣教師が中国において民族的正義を創出する」という論理的根拠が存在した。

以上3点をまとめると、CR誌は、前章で分類した「デモへの参与」と「労働者のストライキへの関与」には否定的だったものの、「民族的正義」を論理的根拠として「各種講演会の実施」を容認していたと言える (なお、CR誌は「日本批判を行った決議文や抗議文の発表」については何ら触れていない)。実際、この社説が、「最終的に、表だった行動を起こさずとも、宣教師が中国において民族的正義を創出する多くの手段が存在している。こうした強みは全て利用されねばならない」ということばで結ばれるのはその証左と言える (p. 437)。今後、各地の宣教師や中国人がこの社説をどのように受け止めたのか検証する必要があるが、現時点では日本側資料に言及される講演会の開催が宣教師側に問題視されていなかったと解釈することは可能である。

第2節 ラトゥーレットによる寄稿文

この後、CR誌1919年8月号には社説と対照的な意見が掲載される。それは、後に中国キリスト教史について先駆的な研究を行ったことで知られるケネス・ラトゥーレットによる寄稿文である。彼の文章は「日本

と中国のキリスト教宣教師」と題され、在華宣教師が行うべき日本理解のあり方と彼自身の提言が掲載されている (Kenneth Scott Latourette, "Japan and Christian Missionaries to China," *Chinese Recorder*, Vol. 50, No. 8, August 1919, pp. 552-555)。その内容は次のように要約される。

中国の宣教師たちと話するとき、彼らが日本人に対して根深い不信感を抱いていることがはっきりとうかがえる。「過去4年間中国に身を置き、中国人と親しく交流した誰もが、日本を強く非難する原因を知っており、中国人の友人が抱く敵意をある程度共有することは避けられない。しかし、それはとても危険なことである。なぜなら、朝鮮の事例に見られるとおり、キリスト教ミッションが彼ら自身とその活動に敵意を向けているのではないか、またはキリスト教会と日本の秩序 (rule) が相容れないのではないかと、日本人が思い込んでしまうかも知れないからである (pp. 552-553)。

もちろん、宣教師の活動に対する妨害を恐れて、悪 (evil) への抗議をためらうべきではない。しかし、「彼らは日本人を理解し、日本人に対して公平であらねばならない」。そうでなければ、キリスト教会は日本、朝鮮、そして、中国でさえも、その事業の実行に支障を来してしまう (p. 553)。

恐るべきことは、中国の宣教師が日本人や日本が置かれた難しい状況をほとんど理解できていないことである。もちろん、「日本人個人や東京の政府は時として中国や中国人にひどい不正義を働くことがあり、その不正義とは正義を愛するどんな人も無視できないものである」。しかし、この島国の帝国が中国の門戸開放に経済的に依存しており、「過去70年の出来事 [不明。明治維新以降の対外進出を指すか]」は、日本は門戸開放を維持するために、西洋との約束ではなく自らの手腕に依存してきた。そのため、極東において日本が難しい立場に立たされているこ

とを考慮すれば、その国が時として身勝手に振る舞っているようにみえても、驚くにはあたらないのである (p. 553)。

では、中国にいる宣教師が日本人に対してどのような立場を取るべきか。ラトゥーレットの主張は、宣教師が両国の交流、正義という原理、親密さ、そして相互理解を増進するように努力すべきだ、というものであった。「時として、宣教師は環境に応じて中国人に対して行われたいくつかの不正義について日本人に抗議するように求められたり、もしその抗議が失敗しても、悪事 [evil] を世界の人々の耳目に晒すよう求められたりするかもしれない」。しかし、宣教師の第一の義務は日本人を理解するよう努力することである、とラトゥーレットは強調する (p. 553) ⁽²⁴⁾。

ラトゥーレットは、宣教師が日本の歴史、精神性、さらには世論の動向や内閣や国会の変化を把握したうえで日本批判を行い、中国人や外国の友人たちの間で穏健派もしくは善意の中心的役割を果たすべきだと提案する。さらに、宣教師が日本に関する知識を、偏見ある情報源から入手しないように警告している。彼は、適切な知識の入手手段として、日本を論じた良質な英語文献を読むこと、中国に滞在する日本人と交流すること、日本に滞在して一般の旅行者が足を踏み入れない場所に行くことを挙げている (p. 554)。

こうした偏見のない情報源から知識を入手した後、宣教師は日本人の良い部分を中国人に理解させるよう配慮することも重要だと指摘する。つまり、宣教師は、日本の歴史、日本人の習慣、日本が抱える諸問題について、ミッションが運営する中等及び高等教育機関で中国人にむけて教育を施すよう配慮せねばならない、というのである。

最後に、宣教師は、東洋における偉大な二種類の人種間の相互理解を促進するという独自の機会を与えられているのだから、「宣教師達は親日的もしくは親中のな宣伝を行うことを避けるべきである」と結論づけ

る (p. 555)。

以上、ラトゥーレットの寄稿文を要約した上で、彼の意見から分かることを分析したい。

冒頭で「過去4年間中国に身を置き」と書いていることから、ラトゥーレットは1915年の対華二十一条要求以来の中国における反日感情の高まりを理解していた。CR誌の社説では明示されていなかったが、少なくともラトゥーレット自身も「反日民族運動」として五四運動を理解していたことがわかる。

とはいえ、もし宣教師が反日的な運動に肩入れすれば、日本側の警戒心を強め、日本、朝鮮半島、中国におけるキリスト教伝道事業の前途が危ぶまれることを懸念していた。これは、前節で示した社説には見られない一歩踏み込んだ意見である。この記事が執筆された正確な時期を特定することはできないが、CR誌に彼の寄稿文が掲載された背景には、CR誌の関係者に、五四運動に関与する宣教師やその行動への憂慮があったのではないか。

それをうかがわせるのが、「時として、宣教師は環境に応じて中国人に対して行われたいくつかの不正義について日本人に抗議するよう求められたり、もしその抗議が失敗しても、悪事を世界の人々の耳目に晒すよう求められたりするかもしれない」という一文である。あくまでも可能性として論じているが、実際には前章で分類したように、宣教師が様々なやり方で反日活動に関与していた（もしくは関与していたと日本側に認識されていた）という当時の情勢を言外に示唆していることは間違いない。

そうであるがゆえに、ラトゥーレットは、在華宣教師が日本や日本人について信頼できる情報源から知識を得て、理解を深めることに重きを置いた。さらに日本について理解を深めた宣教師が、中国国内のミッション・スクールでそれを中国人に対して教育すべきである、という構想も

示している。ただし、日本理解を促進するための手段として、中国におけるミッション・スクールの役割や英語文献の価値が強調されていたことには注意が必要である。

以上の議論を経てラトゥーレットが至った結論とは、在華宣教師は日本と中国のどちらかに肩入れするべきではなく、むしろ両国の相互理解を促進する立場に立つべきである、というものだった。この結論は、「民族的正義を創出する」という目的のために、何らかの形で反日民族運動に加担する可能性を許容したさきの社説と比べると、宣教師の政治的中立性を呼びかける論調になっている。

第3節 宣教師の言動に対する反応・評価

では、中国側の資料や同時代の他の資料は、宣教師が展開した議論や反日「扇動」についてどのような反応を示し、どのような評価を下していたのか。

まず、前節で紹介したラトゥーレットへの反論である。彼の寄稿文に対して、CR誌には読者から辛辣な意見が寄せられた。それは、他ならぬ中国人信者からであった。リンという人物は、ラトゥーレットの記事に対して「私はそれを読み終える前にひどく心がかき立てられてしまった」と率直な感想を述べている。この人物は、ラトゥーレットの性格や意見に一定程度の評価を加えたものの、「彼のこの文章によって、中国の賢明で忠実な市民、もしくは中国の誠実な友人たちは、宣教師に同意しなくなるだろう」と指摘する。在華宣教師たちは、中国にたいして誠実であり、これまで中国を正しい方向(the right)に導く役割を果たし、そして常に正義(the right)のために闘ってきた。これらは、崇高な使命であり宣教師の偉大な責務の一つであったとする⁽²⁵⁾。

そのうえで、リンは「宣教師達は親日的もしくは親中のな宣伝を行うことを避ける」のは賢明であるとしながらも、では誰が中国を正しい方

向に導くのであろうか疑問を投げかける。国際社会の人々は、日本が中国との交渉において不正義と欺瞞を働いたことをよく知っている。中国に滞在している宣教師もこれを知っているし、ラトゥーレットも「日本人個人や東京の政府は時として中国や中国人にひどい不正義を働くことがあった。その不正義とは正義を愛するどんな人も無視できないものである」と指摘する通りである。そうであれば、「宣教師は正義のために公的な活動を抑制すべきだろうか」と文末に疑問が提示される⁽²⁶⁾。

リンの投書は、宣教師が中立的な立場を取ることに對して婉曲的な批判を行っている。ここでは、日中の相互理解を促進する宣教師という立場については触れられていないが、文脈から判断すれば、そうした宣教師が果たすべき役割に対してもリンが懐疑的な立場に立っていたことを推測できよう。より端的に言えば、リンは日本が国際社会と中国を欺いたことを理由に、在華宣教師が中国側に味方すべきであると暗示していたのであろう。

次に、宣教師が行った反日活動に対する在華英字メディアの評価について確認したい。確かに、笠原の研究で示されているとおり、在華英字メディアは五四運動の期間中に日本の外交手法に対して数多くの批判的な記事を掲載していた。しかし、英字メディアはこれと同時に中国人が行う反日活動に関与する宣教師に対しても批判を行っていた。たとえば、浙江省杭州市の東南に位置する嵯県についての報道を取り上げてみたい。

その地域（嵯県か）では依然として日貨ボイコットが行われ、学生が演説を行ったり日本を批判する内容の小冊子を配布したりしている。これに対して、「いくつかの地域でこの運動が強制されていないにしても、アメリカ人宣教師たちに奨励されていると信じるに足る十分な理由があるという事実に気付かざるを得ない」。なぜなら、宣教師達が良かれ悪しかれ、中国青年の生活に関与しているからである⁽²⁷⁾。

しかし、母国のキリスト教会から派遣された宣教師達が、（現地で？）

有利な立場に立つために反日感情に同意していると指摘し、「このように、彼らはイエス・キリストの使者という高い位置から、単なる政治的扇動者としての地位に身を落としたのである」と強い調子で批判している。そして「この省のミッション・スクール [one Mission School]」では、朝鮮人に対する日本側の虐待について学生に演説する「朝鮮共和国の大統領」のような宣教師がいると皮肉を込めて伝えている⁽²⁸⁾。

もちろん、記事は宣教師が学生団体などを通じ、道徳的性格をもちいて一般民衆に働きかけることには同意する。しかし、過度の金銭欲、重労働、蓄妾、迷信、偶像崇拜、飲酒、女兒への社会的偏見など中国社会に蔓延する諸悪こそが、この国を破滅に導く要素となるのであり、現在の外交政策への失望がその要素となるわけではない、とする⁽²⁹⁾。

このように、目前の解決すべき社会問題を軽視し、反日ボイコットを「奨励」する宣教師に対して、在華外国人から冷ややかな視線を浴びせられる事例も存在した。

おわりに

本稿では、笠原十九司や高瑩瑩などの近年の研究成果を手がかりに、宣教師の反日「扇動」に対する言説を紹介した。

まず、本稿では宣教師を含む在華英米人が関わったとされる反日活動を、中国人信者が参加した学生デモへの関与、日本批判を行った決議文や抗議文の発表、各種講演会での発言、労働者のストライキへの関与、という4種類に分類することを試みた。

次に、CR誌を用いて、宣教師側の五四運動認識について検討を加えた。CR誌の社説は、五四運動を民族運動と認識してはいたものの、学生デモやストライキの行きすぎを警戒していた。しかし、「民族的正義を創出」するために宣教師達が各種講演会を開くことを否定するもので

はなく、宣教師が五四運動に参加する余地を残したと言える。

このうち、ラトゥーレットは在華宣教師に対して、しかるべき情報源からの情報収集や積極的な行動を通じて日本・日本人を理解し、その知識を中国人に教え広めるべきだと提案した。彼の発言がCR誌に掲載された背景には、宣教師による抗議文の提出などを憂慮する動きがあったのではないかと推測される。換言すれば、ラトゥーレットは宣教師が日中両国親善の架け橋たれと呼びかけると同時に、宣教師の政治的中立を求めたのである。

しかし、皮肉なことに、ラトゥーレットの意見を否定したのは中国人信者であった。中国人信者は、中国を正しい方向に導くために宣教師からの支援を求めたのである。一方、在華英字メディアに目をやれば、政治的プロパガンダに加担し中国社会に内在する問題を軽視しているという論調で厳しい宣教師批判を展開していた事実も指摘し得た。いずれにせよ、この時期の宣教師は中国人信者の強い民族意識と在華英字メディアの批判の板挟みに遭っていた可能性を指摘できよう。

最後に、本稿を通じても解決できなかった論点を列挙したい。一つ目は史料に関する問題である。宣教師個人がどのような立場・社会的条件から五四運動に向き合ったのかは、史料の制約から分析を加えることはできなかった。それゆえ、今後の研究では伝記・回想録、個人文書、書簡などを通じた考察が求められる。二つ目は、中国人信者に関する問題である。CR誌の社説とラトゥーレットの寄稿文は、その論調が大きく異なってはいるものの、中国人信者が五四運動に主体的に参加したとの認識は共通している。そのため、中国語のキリスト教関係定期行物を渉猟することで、宣教師と中国人信者の意見の相違をより詳細に追うことができるだろう。そのほか、宣教師に批判を加えた在華英字メディアの背後には政治的な安定を求める欧米人が存在したとの推測も可能だが、いずれも今後の課題としたい。

注

- (1) 吉野作造「支那の排日的騷擾と根本的解決」『吉野作造選集』第9巻, 岩波書店, 1995年, 245-254頁(『東方時論』1919年7月号所収)。清水安三『支那新人と黎明運動』大阪屋号書店, 1924年, 186-190頁。熊野正平「五四風潮: その実地に於ける見聞と若干の検討」『一橋論叢』第28巻第6号, 1952年12月, 595-627頁。
- (2) 斎藤道彦『五・四運動の虚像と実像』中央大学出版部, 1992年, 241-243頁。ここでは, 学生デモ隊による曹汝霖邸襲撃(本稿第1章参照)の際に, 外国人3人が行動を共にしていたという日本側の証言が紹介されている。
- (3) たとえば, 葉仁昌『五四以後的反対基督教運動』台北: 万象圖書股份有限公司, 1992年。Jessie G. Lutz, *China and the Christian colleges, 1850-1950*, Ithaca: Cornell University Press, 1971。欧米圏の五四運動研究でも宣教師の動向についての関心は低く, むしろジョセフ・チェンの研究にみられるとおり, 「帝国主義的な」ミッション・スクール当局に抗議した学生の様子が強調されている(Joseph T. Chen, *The May Fourth Movement in Shanghai: The Making of a Social Movement in Modern China*, Leiden: E. J. Brill, 1971, pp. 104-105.)。
- (4) 笠原十九司「五・四運動史像の史的検討」中央大学人文科学研究部編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部, 1986年, 23-74頁。
- (5) 笠原十九司「パリ講和会議と山東主権回収運動」同上書, 124-128頁。
- (6) 笠原十九司『第一次世界大戦期の中国民族運動: 東アジア国際関係に位置づけて』汲古書院, 2014年。
- (7) 高瑩瑩「反日運動在山東: 基于五四時期駐魯基督教青年会及英美人士的考察」『近代史研究』2017年, 第2期, 138-151頁。
- (8) 趙春晨・郭華清等編『宗教与近代広東社会』広東: 宗教文化出版社, 2008年, 355-356頁。
- (9) 本稿では, 基礎的な事実に関しては丸山松幸『五四運動: その思想史』(紀伊

国屋新書, 1969年), および笠原の著書(前掲書, 第4章及び第5章)を参照した。

- (10) 笠原, 前掲書, 427-429頁。
- (11) 笠原, 前掲書, 430頁。
- (12) 上海日本商業会議所編『山東問題に関する日貨排斥の影響』第一輯, 出版地不明: 出版者不明, 出版年不明, 437-438頁。本文で取り上げた「演説の要旨」には出典が示されておらず, 演説を行った具体的な人名も明らかにされていない。それゆえ, 日本側の拡大解釈だった可能性も否定できない。こうした問題については, 英語史料の発掘が急務であり, 今後の研究に委ねたい。
- (13) 高, 前掲論文, 141頁。
- (14) 笠原, 前掲書, 437-438頁。
- (15) 笠原, 前掲書, 439頁。
- (16) 上海日本商業会議所編, 前掲書, 445頁。文中のミッション・スクールは1872年にメソジスト・ミッションの女性宣教師メアリー・ガムウエル (Mary Porter Gamewell) によって北京に設立された「慕貞女子校」と思われる。
- (17) 笠原, 前掲書, 430-435頁。
- (18) 笠原, 前掲書, 435頁。
- (19) 高, 前掲論文, 141-142頁。
- (20) 高, 前掲論文, 145-146頁。
- (21) 「青年会政治運動之非難」『順天時報』, 1919年6月25日。
- (22) 高, 前掲論文, 144-145頁。
- (23) 笠原, 前掲書, 563-569頁。
- (24) 1907年に東京で設立された中華留日基督教青年会を考察した渡辺祐子は, 非キリスト教国の日本が中国に対して教育面で影響を及ぼすことで, 欧米圏への留学事業の衰退を招くことを不安視し, 在華宣教師の一部が中国人学生を取り巻く不道德な社会環境を取り上げて日本への批判を強めていたと指摘している(同「もうひとつの中国人留学生史: 中国人日本留学史における中華留日基督教青年会の位置」『カルチュラル』第5巻第1号, 2011年3月, 13-15頁)。渡辺の

指摘に依拠すれば、在華宣教師の日本批判言説は長期にわたって存在していたと考えるべきだろう。

- (25) Y. C. Ling, "Correspondence: Missionaries and Injustice," *Chinese Recorder*, Vol. 50, No. 11, November 1919, p. 777.
- (26) Ibid..
- (27) "Shaohsing Notes: a Big Procession and What it was for some protests," *The Shanghai Times*, July 29, 1919.
- (28) Ibid..
- (29) Ibid..

付記：本研究は JSPS 科研費 17K17667 の助成を受けたものである